

○ 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>第3 運営</p> <p>7 広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。以下同じ。）が行われた場合は、広域認定に係る関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）<u>第6の4（1）の①</u>に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）のうち（1）に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。</p> <p>ただし、推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの用途に、広域認定に係る関係市町村を所在地とする農用地又は農業生産施設の取得等を含む場合にあっては、（2）に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（別紙） －要領例－ ○○市特別融資制度推進会議設置要領</p> <p>第4 運営等</p> <p>（7）（5）のアにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画（<u>基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に</u></p>	<p>第3 運営</p> <p>7 広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。以下同じ。）が行われた場合は、広域認定に係る関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）<u>第5の4（1）の①</u>に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）のうち（1）に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。</p> <p>ただし、推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの用途に、広域認定に係る関係市町村を所在地とする農用地又は農業生産施設の取得等を含む場合にあっては、（2）に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（別紙） －要領例－ ○○市特別融資制度推進会議設置要領</p> <p>第4 運営等</p> <p>（7）（5）のアにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画（<u>基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認</u></p>

係る果樹園経営計画を含む。)をいう。)又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう）の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。

定に係る果樹園経営計画を含む。)をいう。)又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう）の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。

附 則 （令和6年3月29日5経営第3138号）

この通知は、令和6年4月1日から施行する。